

輸出貨物の製造用原料品による 貨物製造報告書 (注 1、2)  
貨物製造証明書

令和 年 月 日

税 関 長 殿

製 造 者  
 住 所  
 氏名 (名称及び代表者の氏名)

関税定率法施行令第 53 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり製造の 報 告  
証 明 をします。(注 2)

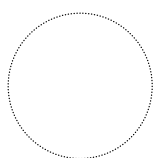
記

		製造者の製造報告 (証明)番号 (注 3)	
輸 出 貨 物		関税の払戻し (減額・控除) を 受けることができる原料品	
品 名	数 量	品 名	数 量
製造工場の名称 及び所在地		製造工場の 承認年月日	
製造工場の承認 税関及び承認番号		輸出貨物の 移出年月日	
通 関			
輸出者の住所、氏名 又は名称 (注 4)		輸出申告番号 及び輸出許可印	船積数量及び 船積確認印
品 名	輸出申告 数 量	輸出申告番号	船積数量
	個 数		
品 名	輸出申告 数 量	輸出申告番号	船積数量
	個 数		

- (注) 1. この貨物製造報告書 (貨物製造証明書) は、関税定率法施行令第 52 条第 1 項に掲げる輸出貨物の品目の異なるごとに 2 通作成し、輸出申告書に添付して提出して下さい。なお、この貨物製造報告書 (貨物製造証明書) は、なるべく輸出申告単位ごとに作成して下さい。
2. 製造者が直接輸出する場合は貨物製造報告書として、製造者以外の者が輸出する場合は貨物製造証明書として使用するものとし不要の文字は抹消して下さい。
3. 「製造者の製造報告 (証明) 番号」欄には、各製造者が貨物製造報告書又は貨物製造証明書の暦年ごとの発行一連番号を記載して下さい。
4. 「輸出者の住所、氏名又は名称」欄には、製造者以外の者が輸出する場合にのみ記載して下さい。

(規格 A 4)

輸出貨物の製造用原料品による 貨物製造報告書 (つづき)  
貨物製造証明書

通		関	
輸出者の住所、氏名 又は名称		輸出申告番号 及び輸出許可印	船積数量及び 船積確認印
品名	輸出申告 数量	輸出申告番号	船積数量
	個数		
品名	輸出申告 数量	輸出申告番号	船積数量
	個数		
品名	輸出申告 数量	輸出申告番号	船積数量
	個数		
品名	輸出申告 数量	輸出申告番号	船積数量
	個数		

(注) 1枚の貨物製造報告書又は貨物製造証明書に記載されている輸出貨物が3回以上にわたって分割輸出される場合にその裏面にはり付けて使用して下さい。

(規格 A 4)